

(様式5)

都 行 第 873 号  
令 和 2 年 12 月 23 日

広告代理店 御中  
広告主

さいたま市長 清 水 勇 人  
( 公 印 省 略 )

### 広 告 掲 載 に 係 る 募 集 に つ い て ( 依 頼 )

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する事業を行っております。

この度、広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集しますので、参加を希望する場合は、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、下記により必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

### 記

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 広告媒体名称        | さいたま市祖父母手帳  |
| 2 | 募集内容          | 別紙「広告掲載仕様書」のとおり   |
| 3 | 広告主等の<br>決定方法 | 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却   |
| 4 | 提出物           | 「見積書」及び「広告掲載申込書兼誓約書」  |
| 5 | 提出期限          | 令和3年1月20日（水）正午まで  |
| 6 | 提出先           | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部<br>(さいたま市役所5階)<br>〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 |
| 7 | その他           | 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり  |

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当 : 石川 ・ 江口

電 話 : 048-829-1106

F A X : 048-829-1997

E-Mail : kaikaku@city.saitama.lg.jp

# 見積書提出に当たっての留意点

## 1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額が、最低募集価格（税込み）の110分の100に相当する金額を下回った場合は、失格とします。
- ③ 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ④ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効とします。
- ⑤ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑥ 見積書には押印が必要ですので、御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑦ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断します。
- ⑧ 広告掲載申込書兼誓約書を合わせて提出してください。

## 2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、別に指定する日時に当該見積書を提出したものによるくじ引きにより決定します。このくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、決定します。
- ② 見積り結果については、原則として提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。

(様式2・見積り合わせ方式用)

## 広告募集仕様書

○次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

## 1 広告媒体について

名称	さいたま市祖父母手帳	
発行部数	6,000部	
規格	判型	A5判
	ページ	24ページ
	色	(表紙) カラー4色 (本文) 2色
発行日	令和3年3月下旬(予定)	
内容	祖父母が現在の育児法を学び父母との関係をより円滑にするとともに、地域における子育ての担い手として、積極的な地域とのかわりを推進していくことを目的とした冊子。	
配布方法 (期間・エリア・対象者等)	【期間】令和3年4月1日から令和4年3月31日(予定) 【エリア】各区役所情報公開コーナー・支援課・保健センター、各支所・市民の窓口、生涯学習総合センター、各公民館・図書館、各区単独型子育て支援センター、老人福祉センター、健康福祉センター西楽園 【対象】祖父母世代、親世代、その他希望者	
発行元	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課	
備考	なし	

## 2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース（縦×横）	枠数	色数	最低募集価格 （税込み）
裏表紙上1／3	50mm×130mm	1枠	4色	11,000円
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。</li> <li>広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費（版下・デザイン）は含みません。</li> <li>掲載枠は1枠ですが、スペース内であれば分割しても差支えありません。</li> </ol>			
入稿について	<ol style="list-style-type: none"> <li>完全データにて入稿してください（データ形式：<u>イラストレータ一等（子育て支援政策課が指定する印刷業者と要相談）</u>、文字はアウトライン化）。</li> <li>原稿内に「広告」である旨を明記してください。</li> <li>入稿先は子育て支援政策課と子育て支援政策課が指定する印刷業者双方に送付してください。</li> <li>入稿時には出力見本を添えてください。</li> <li>初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。</li> <li>入稿締切までに原稿の提出がない場合、広告の掲載はできません。その場合でも広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。</li> </ol>			
初稿入稿締切	令和3年2月12日（金）			
最終入稿締切	令和3年2月19日（金）			

## 3 申込みについて

申込条件	広告代理店及び広告主
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付または封緘のうえご持参ください。
申込締切日	令和3年1月20日（水）正午必着
申込先 (問合せ先)	(担当課名) さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	(所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
	(TEL) 048-829-1106 (FAX) 048-829-1997
	(Eメール) kaikaku@city.saitama.lg.jp

## 4 広告掲載イメージ

(例) 裏表紙(表4)

※赤色枠内が広告



さいたま市祖父母手帳  
 平成27年12月 初版発行  
 平成28年 9月 第2版発行  
 平成30年 2月 第3版発行  
 平成31年 3月 第4版発行

## ●発行

さいたま市 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課  
 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
 TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960  
 E-mail kosodate-shien-seisaku@city.saitama.lg.jp

## ●編集・デザイン

株式会社東京法規出版

この冊子をさいたま市の許可なく配布したり、改訂したり、転載したりすること、及び個人的かつ非商業的な目的以外で使用することを禁じます。  
 この「祖父母手帳」は10,000部作成し、1部当たりの印刷経費は39円です。  
 (広告料収入を差し引いた市の負担は1部あたり36円です。)

UD FONT ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



(様式6)

広告掲載申込書兼誓約書

令和2年 月 日

(あて先) さいたま市長

ふり がな  
住 所

ふり がな  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市の広告媒体へ広告を掲載したいので、条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

また、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準の内容を遵守することを誓約します。

1 広告媒体名称

さいたま市祖父母手帳

2 広告内容

3 業 種

4 その他

さいたま市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

5 申込者連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) TEL

(3) FAX

(4) Eメール

※広告代理店が申込み場合は、2は広告主の名称・広告の内容、3は広告主の業種とすること(広告主が決定していない場合は未定とすること)。

(様式7)

# 見 積 書

1 広告媒体名称  
さいたま市祖父母手帳

2 金 額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したので、見積します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

さいたま市長

(注意事項)

- ・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。